

公募型東京農林水産魅力発信事業財団実施要綱

3 農振財地第 640 号

令和 4 年 3 月 29 日

(目的)

第 1 都民に東京の農林水産業の魅力を伝え、積極的に PR を図るため、東京の農林水産業を利用した新たな商品又はサービス等を開発及び販売する民間事業者を支援する公募型東京農林水産魅力発信事業（以下、本事業という。）を実施する。

(事業内容)

第 2 本事業の内容は、新たに東京の農林水産業を商品又はサービス素材として開発及び販売し、継続的に東京の農林水産業の PR を行う民間事業者に対して、必要な経費の一部を補助するものとする。

(支援対象)

第 3 本事業の支援の対象は、都内での事業実績又は東京の農林水産業を活用した事業実績を有する民間事業者とする。

(事業の実施方法)

第 4 公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下、財団という。）は、東京都（以下、都という。）と出えん契約を締結することにより、財団に造成した公募型東京農林水産魅力発信基金（以下、基金という。）に都から資金の出えんを受け、基金をもとに本事業を実施する。

なお、財団は、事業の実施にあたり、実施要綱及び補助金交付要綱を作成し、知事の承認を受けるものとする。

(審査会)

第 5 財団は、第 3 に規定する支援対象の審査等を行うため公募型東京農林水産魅力発信事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、開催する。

2 審査委員会に必要な事項については、別に定める。

(助成措置)

第 6 財団は、本事業を推進する上で必要な事務経費について、都より、その予算の範囲内において助成を受けるものとする。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、財団が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。